掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成26年1月31日

掛川市水道事業管理者 掛川市長 松 井 三 郎

掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業会計規程(平成17年掛川市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

「第7章 固定資産

第1節 通則 (第72条)

目次中 第2節 取得(第73条―第81条) を

第3節 管理及び処分 (第82条-第84条)

第4節 減価償却(第85条—第88条)

「第7章 固定資産

第1節 通則(第72条)

第2節 取得(第73条-第81条)

第3節 管理及び処分 (第82条-第84条の2)

に、「第95条・第96条」

第4節 減価償却(第85条—第88条)

第7章の2 引当金(第88条の2)

第7章の3 リース取引に係る会計処理(第88条の3-第88条の5)」

を「第95条-第96条」に改める。

第3条第2項中「(以下「水道総務課長」という。)」を削る。

第8条第1項第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 内訳簿
- (3) 会計収支計算書
- (4) 貯蔵品受払簿
- (5) 固定資產台帳

第8条第1項に次の2号を加える。

- (6) 企業債台帳
- (7) 経過勘定整理簿

第8条第2項中「第2号」を「第3号」に改める。

第9条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第12条第1項中「、損益勘定」を「、収益勘定、費用勘定」に、「及び資本勘定」を「、資本勘定及び整理勘定」に改め、同条第2項中「管理者が別に定める」を「別表に定める区分とする」に改める。

第21条第3項中「会計収支計算簿」を「会計収支計算書」に改める。

第24条中「収入伝票」の次に「(一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。 以下同じ。)」を加える。

第27条中「若しくは」の次に「条例又は」を加え、「管理者の決裁を受け」を「管理者に報告し」に改める。

第31条中「第11号」を「第14号」に改める。

第37条第1項及び第3項中「総合振込依頼明細書」を「総合振込依頼書」に改め、同条第4項中「総合振込済通知書」を「総合振込通知書」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(小切手の訂正)

第39条の2 小切手の金額は、訂正してはならない。

- 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して管理者の印を押さなければならない。
- 3 書損、汚損等により小切手を無効にするときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「無効」と朱 書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。

第41条第1項中「総合振込済通知書」を「総合振込通知書」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

(支払小切手の整理)

第42条の2 会計管理者は、毎月未支払小切手未払高を調査しなければならない。

2 会計管理者は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

第43条に次の1項を加える。

2 第24条の規定は、前項の場合について準用する。

第57条中「貯蔵品出納簿」を「貯蔵品受払簿」に改める。

第58条中「第2条第11号」を「第1条第11号」に改める。

第59条第2項、第63条及び第67条中「貯蔵品出納簿」を「貯蔵品受払簿」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

(物品の管理)

第69条の2 水道部長は、第52条第1号及び第2号に掲げる物品のうち、たな卸資産勘定から払い 出されたもの又は前条の規定より直接当該科目の支出として購入されたものを適正に管理しなければならない。

第72条各号を次のように改める。

- (1) 有形固定資産
  - ア土地
  - イ 建物
  - ウ 構築物
  - エ 機械及び装置
  - 才 量水器
  - カ 車両運搬具
  - キ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上、かつ、取得価格が10万円以上のものに限る。)
  - ク リース資産 (ファイナンス・リース取引 (規則第1条第14号のファイナンス・リース取引 をいう。以下同じ。)におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからキまでに掲げるものである場合に限る。)
  - ケ 建設仮勘定
  - コ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2) 無形固定資産
  - ア 水利権
  - イ 借地権
  - ウ地上権
  - 工 特許権
  - 才 電話加入権

- 力 施設利用権
- キ リース資産 (ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、 当該リース物件がイからカまでに掲げるものである場合に限る。)
- ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産
  - ア 投資有価証券 (1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に 満期の到来する有価証券を除く。)
  - イ 出資金
  - ウ 長期貸付金
  - 工 基金
  - オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
  - カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に該当しない資産

第73条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第77条第1項第4号を次のように改める。

(4) 予定価格

第83条第1項第3号中「理由」を「事由」に改め、同項第4号中「予定価格」を「予定価額」に 改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(売却等に関する報告)

第84条の2 水道部長は、固定資産を売却し、撤去し、若しくは廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第85条中「第2条第6号」を「第1条第5号」に改める。

第86条中「第2条第5号」を「第1条第4号」に改める。

第87条中「第8条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第88条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 引当金

(退職給付引当金)

第88条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日に

おける退職者を除く。)が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

第7章の3 リース取引に係る会計処理

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

- 第88条の3 所有権移転ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。)については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第55条第3号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。
  - (1) 購入時に費用処理するとき。
  - (2) リース期間が1年以内のとき。
- 2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、規則 第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

- 第88条の4 所有権移転外ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース 契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。)に ついては、規則第55条第2号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行 うものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、規則第42条第1号の規定による注記を要しないものと する。
  - (1) 購入時に費用処理するとき。
  - (2) リース期間が1年以内のとき。
  - (3) リース料総額が300万円以下のとき。

(オペレーティング・リース取引)

- 第88条の5 オペレーティング・リース取引 (規則第1条第15号のオペレーティング・リース取引 をいう。)については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、規則第42条第2号の規定による注記を要しないものと する。
  - (1) リース契約に基づくリース期間の途中において該当リース契約を解除することができるとき。
  - (2) 購入時に費用処理するとき。

- (3) リース期間が1年以内のとき。
- (4) 事前解約予告期間のとき。
- (5) リース料総額が300万円以下のとき。

第90条に次の1項を加える。

2 前項の予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書は、規則第49条第1号に規 定する様式のうち、間接法により作成する場合の様式により作成するものとする。

第95条の次に次の2条を加える。

(決算整理)

- 第95条の2 水道部長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算 整理を行わなければならない。
  - (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
  - (2) 固定資産の減価償却
  - (3) 繰延収益の償却
  - (4) 資産の評価
  - (5) 引当金の計上
  - (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切)

第95条の3 水道部長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

第96条第1項第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書 (規則第49条第1号に規定する様式のうち、間接法により作成する場合の様式により作成したものに限る。)

附則の次に次の別表を加える。

## 別表 (第12条関係)

## 1 収益勘定

款	項	目	節
水道事業収益	営業収益	給水収益 受託工事収益 その他営業収 び配当金 他会計補助金 県補助金 県補助金 県本費線入収益 消費税及び地方消費税還付金 雑収益	水 給修審雑 材手他下雑 預基貸有配 他 県 加 長 資 消還 有料 工工手事 売料計道益 利利金証金 計 助 金 前 費 税金 取収収料入 収 担務 息息制券 補 金 受 繰 及 り り か 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益	不用品売却収益 賃貸料収益 発生品組替益 その他雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益

	その他特別利	益 退職給付引当金戻入益 修繕引当金戻入益 貸倒引当金戻入益 その他特別利益
--	--------	--

# 2 費用勘定

款	項	目	節
水道事業費用	W W +h ==		
	営業費用	原水及び浄水費	
			   給料
			手当等
			賞与引当金繰入額
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入 額
			賃金
			被服費
			旅費
			備消品費
			燃料費
			印刷製本費
			光熱水費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			使用料及び賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			動力費
			補償、補填及び賠償金
			路面復旧費
			負担金交付金
			薬品費
			受水費
			材料費
			その他引当金繰入額 雑費
		配水及び給水費	粒質 
			給料
			手当等

受託工事費

賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入 賃金 被服費 旅費 備消品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 委託料 手数料 使用料及び賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 動力費 補償、補填及び賠償金 路面復旧費 負担金交付金 発生品組替費 工事請負費 材料費 その他引当金繰入額 雑費

手数料

総係費

使用料及び賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償、補填及び賠償金 路面復旧費 工事請負費 材料費 その他引当金繰入額 雑費

給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入 額 報償費 賃金

燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 委託料

交際費 手数料

使用料及び賃借料

修繕費

修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償、補填及び賠償金 広告料

保険料

公課費

負担金交付金

材料費

貸倒引当金繰入額

営業外費用	減価償却費 音 での 払利 は 当 要 費 用 業債 取扱	貸そ雑 有費無費 た固 材雑 企借り企費 不そ 消 固 減 災 過貸 賞退法額貸み倒の費 形 形 な定 料支 業入一業 用の 費 定 損 に 度損 引給福 引他失 当 資 資 産除 原 息息息料 原出 地 却 損 修 繰 引 過失 返費 産除 原 息息息料 原出 地 却 損 修 繰 引 過失 正 入 当 入 上 人 上 人 上 人 上 人 上 人 上 人 上 人 上 人 上 人 上
予備費	予備費	その他特別損失 予備費

# 3 資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産	土地	
		11.0	事務所用地
			施設用地
			その他土地
		建物	事務所用建物
			施設用建物
			その他建物
		建物減価償却累計額	
			事務所用建物減価償却 累計額
			施設用建物減価償却累 計額
			その他建物減価償却累
		   構築物	計額
		m x in	原水及び浄水設備
			配水設備
			その他構築物
		構築物減価償却累計額	
			償却累計額
			配水設備減価償却累計 額
			その他構築物減価償却
		  機械及び装置	累計額
		が成人の表色	電気設備
			内燃設備
			ポンプ設備
			塩素滅菌設備
			その他機械装置
		機械及び装置減価償却累計額	電気設備減価償却累計 額
			内燃設備減価償却累計 額
			ポンプ設備減価償却累 計額
			塩素滅菌設備減価償却 累計額
			その他機械装置減価償 却累計額
		量水器	
		量水器減価償却累計額	

I	 	1	ı
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		工具、器具及び備品	
		工具、器具及び備品減価償却	
		累計額	
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		その他有形固定資産	
		その他有形固定資産減価償却	
		累計額	
	無形四分次去	建設仮勘定	
	無形固定資産	水利権	
		借地権	
		地上権	
		特許権	
		電話加入権	
		施設利用権	
		リース資産	
		その他無形固定資産	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	lik + /=:
			地方債
			国債
			株式
			社債
		出資金	その他有価証券
		長期貸付金	
			一般貸付金
			他会計貸付金
		貸倒引当金(長期貸付金)	
		破産更生債権等	
		貸倒引当金(破産更生債権等)	
		基金	
		その他投資	
		減価償却累計額	
流動資産			
	現金・預金	現金	
		預金	
	未収金	以及亚	
		営業未収金	Late /A L L A
			未収給水収益
			未収受託給水工事収益
		営業外未収金	その他営業未収金
		日本八小仏巫	

		利息配当金未収金
		他会計補助金未収金
		県補助金未収金
		加入金未収金
		未収消費税還付金
	その他未収金	その他営業外未収金
	C 2 10210 DC III	工事負担金未収金
		他会計負担金未収金
		他会計補助金未収金
		他会計出資金未収金
		国庫補助金未収金
		県補助金未収金
		固定資産売却代金未収 金
		その他資本的収入未収 金
貸倒引当金(未収		
金)	   貸倒引当金	
有価証券		
受取手形	保管有価証券	
	受取手形	
貸倒引当金(受取手形)		
	   貸倒引当金	
貯蔵品	FE 1-101	
	原材料	
	量水器	
	消耗工具、器具及び備品   消耗品	
	何杙中     その他貯蔵品	
短期貸付金		
	一般短期貸付金	
代国コリケ / 与世	他会計貸付金	
貸倒引当金(短期)貸付金)		
	貸倒引当金	
前払費用		
前払金	前払費用	
	前払金	
	前払消費税	
仮払金	   仮払金	
	仮払当費税	
未収収益		
  貸倒引当金(未収	未収収益	
収益)		
I	I	I

その他流動資産	貸倒引当金	
この個加勁貝座	保管有価証券 その他流動資産	

# 4 負債勘定

国定負債  企業債  企業債  企業債  他会計借入金  リース債務 引当金  その他固定負債  一時借入金 企業債  企業債  他会計借入金 企業債  一時借入金 企業債  他会計借入金 企業債  地会計借入金 企業債  地会計費及金 その他の企業債  建設改良類原に充てるための企業債  建設改良類原に充てるための企業債  建設改良類別に充てるための企業債  建設改良類別に充てるためのの短期借入金 リース債務 未払金 未払金 未払金 未払金 未払費用  前受金  前受収益  前受収益  前受収益	款	項	目	節
建設改良等の財源に充てるための企業債	固定負債	A NIIA Ada		
他会計借入金 せきでします。 での他の企業債 建設で良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金 その他の長期借入金 りース債務 引当金 その他固定負債 で時間入金 企業債 をの他固定負債 一時借入金 企業債 をの他の企業債 をの他の企業債 をの他の企業債 をの他の企業債 をの他の企業債 をの他の企業債 をの他のの無期借入金 フース債務 未払金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		企業債	建設改良等の財源に充てるた	
### (他会計借入金				
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金 その他の長期借入金 リース債務 リース債務 退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他固定負債 一時借入金 企業債 一時借入金 建設改良等値 その他の企業債 をの他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための企業債 建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 リース債務 未払金 その他の短期借入金 リース債務 常業払金 その他未払金 未払消費税 未払費用 前受金 営業外前受金 首業が受金金 での他前受金		他会計借入金	その他の企業債	
マの他の長期借入金 リース債務 引当金  退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他固定負債  一時借入金 企業債  一時借入金 企業債  他会計借入金 を改改臭等の財源に充てるための企業債 建設改良費等の財源に充てるたための短期借入金 リース債務 未払金  本払金 表払費用 前受金  前受収益				
リース債務 引当金  退職給付引当金 (を繕引当金 特別修繕引当金 特別修繕引当金 その他固定負債  一時借入金 企業債  一時借入金 企業債  他会計借入金  地会計借入金  地会計借入金  地会計借入金  地会計費入金  をの他の企業債  建設改良費等の財源に充てるための短期増入金 その他の短期借入金 フース債務 未払金  老の他未払金 未払消費税 未払費用 前受金  前受収益				
引当金 退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 その他引当金 その他固定負債 一時借入金 企業債 他会計借入金 他会計借入金 リース債務 未払金 リース債務 未払金 「営業未払金 その他の短期借入金 リース債務 未払金 を営業未払金 その他の短期借入金 との他のを著業未払金 未払消費税 未払費用 常業外前受金 さの他前受金 との他前受金		リース債務	ての他の女期間八金	
退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 その他固定負債 一時借入金 企業債 一時借入金 企業債 他会計借入金 提設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 との他の短期借入金 リース債務 未払金 リース債務 未払金 常業未払金 その他未払金 未払消費税 未払費用 前受金 前受収益		11 4 全	リース債務	
#別修繕引当金 その他引当金 その他引当金 その他引当金 その他同定負債  一時借入金 企業債  建設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 フース債務 未払金 リース債務 未払金 営業未払金 その他未払金 未払背費税 未払費用 前受金 前受収益		1 日金	退職給付引当金	
その他固定負債       その他固定負債         一時借入金 企業債       一時借入金 建設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債         他会計借入金       建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 その他の短期借入金 リース債務 素払金         以一ス債務 未払金       当業未払金 その他未払金 未払消費税 未払費用 前受金         未払費用 前受金       常業外前受金 営業外前受金 その他前受金			修繕引当金	
その他固定負債			特別修繕引当金	
<ul> <li>売動負債</li> <li>一時借入金</li> <li>企業債</li> <li>一時借入金</li> <li>建設改良等の財源に充てるための企業債</li> <li>その他の企業債</li> <li>建設改良費等の財源に充てるための短期借入金</li> <li>その他の短期借入金</li> <li>リース債務</li> <li>未払金</li> <li>営業未払金</li> <li>その他未払金</li> <li>未払費用</li> <li>前受金</li> <li>ご業未払金</li> <li>その他未払金</li> <li>未払費用</li> <li>首業前受金</li> <li>営業外前受金</li> <li>での他前受金</li> </ul>		その他固定負債	その他引当金	
一時借入金 企業債  建設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 フース債務 未払金  ・ 大払費用 前受金  ・ 大払費用 前受金  ・ 大払費用  ・ 対 で 会 ・ で の他・ 大・		- 1000000000000000000000000000000000000	その他固定負債	
<ul> <li>企業債</li> <li>建設改良等の財源に充てるための企業債</li> <li>その他の企業債</li> <li>建設改良費等の財源に充てるための短期借入金</li> <li>その他の短期借入金</li> <li>リース債務</li> <li>未払金</li> <li>営業未払金</li> <li>その他未払金</li> <li>未払消費税</li> <li>未払費用</li> <li>前受金</li> <li>営業外前受金</li> <li>営業外前受金</li> <li>での他前受金</li> </ul>	流動負債 	一時借入金		
建設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 その他の短期借入金 リース債務 末払金 営業未払金 その他未払金 未払消費税 未払費用 前受金 営業外前受金 営業外前受金 での他前受金		企業債	一時借入金	
他会計借入金       その他の企業債         建設改良費等の財源に充てるための短期借入金       その他の短期借入金         リース債務       営業未払金         さの他未払金       未払消費税         未払費用       営業が受金         前受金       営業外前受金         前受収益       その他前受金				
建設改良費等の財源に充てる ための短期借入金 その他の短期借入金 リース債務  「大払金 「大払金」をでして、 「大払金」をでして、 「大払費用 「対受金」をでして、 「対して、 「大払費用 「対して、 「対して、 「大払費用 「対して、 「対して			その他の企業債	
リース債務         未払金         営業未払金         その他未払金         未払背費税         未払費用         前受金         営業前受金         営業外前受金         での他前受金				
リース債務   営業未払金   その他未払金   未払費用		11 -> /= 7/r	その他の短期借入金	
表払金 営業未払金 その他未払金 未払背費税 未払費用 前受金 営業前受金 営業が受金 営業外前受金 その他前受金		リリーク頃務	リース債務	
その他未払金 未払消費税 未払費用 前受金 営業前受金 営業外前受金 その他前受金		未払金		
未払背費税 未払費用 前受金 営業前受金 営業外前受金 その他前受金				
未払費用 前受金 営業前受金 営業外前受金 その他前受金				
前受金 営業前受金 営業外前受金 その他前受金		未払費用		
営業前受金 営業外前受金 その他前受金 前受収益		前受金	木仏賀用	
その他前受金 前受収益				
前受収益				
		前受収益	その他前受金	
14.7. 17.11.			前受収益	

	  引当金		
	1 1 3 亚	賞与引当金	
		法定福利費引当金	
		修繕引当金	
		特別修繕引当金	
		その他引当金	
	預り金	75 10 111 = T A	
		預り保証金	
		水道料金還付金等預り金	
		下水道使用料等預り金	
		預り諸税	
	   仮受金	その他預り金	
		仮受金	
		仮受消費税	
	その他流動負債	その他流動負債	
繰延収益		での地の対象領	
	長期前受金		
		国庫補助金	
		県補助金	
		工事負担金	
		受贈財産評価額	
		寄付金	
		他会計補助金	
		その他長期前受金	
	   長期前受金収益化	建設仮勘定長期前受金	
	累計額		
		国庫補助金	
		県補助金	
		工事負担金	
		受贈財産評価額	
		寄付金	
		他会計補助金	
		その他長期前受金	

# 5 資本勘定

款	項	目	節
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金	
剰余金	資本剰余金	組入資本金	

	利益剰余金(欠損金)	再評価積立金 国庫補助金 県補助金 県 神 負担金 受贈財産 で会計補助金 保 の他資差益 で会計補立金 で会計である。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	繰越利益剰余金年度末 残高(繰越欠損金年度 末残高) 当年度純利益(当年度 純損失) その他未処分利益剰余 金変動額
--	------------	--	--

## 6 整理勘定

款	項	目	節
資本的収入	負担金	工事負担金	
	他会計支出金	他会計負担金	工事負担金
		他会計補助金	一般会計負担金 一般会計補助金
	出資金	他会計出資金	一般会計出資金
	企業債	企業債	上水道事業債
	国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金
	県支出金 長期借入金	県補助金	県補助金
	区別旧八亚	他会計長期借入金	他会計長期借入金

	固定資産売却代金 その他資本的収入	固定資産売却代金 貸付金返済収入 寄付金 その他収入	固定資産売却代金 貸付金返済収入 寄付金
資本的支出	建設改良費	送配水設備改良事業費	その他収入 給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費
			法定福利費引当金繰入額 旅費 備消品費 印刷製本費 委託料
		施設費	負担金交付金 薬品費 工事請負費 その他引当金繰入額 土地購入費 委託料
		固定資産購入費 リース債務支払額	工事請負費 量水器購入費 車両購入費 工具備品購入費
	企業債償還金 長期借入金返済金	企業債償還金	リース債務支払額 元金償還金
	国庫補助金返還金	長期借入金返済金国庫補助金返還金	元金返済金
	その他資本的支出	他会計長期貸付金	国庫補助金返還金
	J VID PC	予備費	予備費

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市水道事業会計規程の規定は、平成26年度以後の年度分の水道事業の会計事務について適用し、平成25年度分までの水道事業の会計事務については、なお従前の例による。